

議案第9号

鹿屋市武道館条例の一部改正について

鹿屋市武道館条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市武道館条例の一部を改正する条例

鹿屋市武道館条例（平成18年鹿屋市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市吾平弓道場の項を削る。

別表中

鹿屋市弓道場	鹿屋市吾平弓道場
150円	100円
40円	40円
50円	50円

を

鹿屋市弓道場
150円
40円
50円

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市公共施設等総合管理計画に基づき、鹿屋市吾平弓道場を廃止したいので、本案を提出するものである。